

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等（案）

令和3年2月2日

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和3年2月8日（月曜日）0時から3月7日（日曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

（1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

（2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）

2. 緊急事態措置（施設の使用制限・イベントの開催制限）等の概要

<① 施設の使用制限>

(下線については、特措法に基づく要請)

施設の種類	施 設	内 容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 (宅配・テークアウトサービスは除く。)	<ul style="list-style-type: none">・<u>営業時間短縮を要請</u> (営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は<u>11時から19時まで</u>)
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none">・<u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u>・令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時

<※ 緊急事態措置以外の対応>

施設の種類	内 容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none">・20時以降の営業時間短縮、酒類提供は11時から19時までを協力依頼・<u>業種別ガイドラインの遵守を協力依頼</u>・令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none">・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下を協力依頼・令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時

<② イベントの開催制限>

(下線については、特措法に基づく要請)

内 容	<ul style="list-style-type: none">・<u>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化</u>（あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力依頼）・令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24時
-----	---

「出勤者数7割削減」に向けたテレワークの強化

- **1都3県「テレワーク集中実施期間」の設定**
各都県で経営者団体への要請や施策PRを展開
<都の主な取組>
- **半日・時間単位のテレワーク勤務「テレハーフ」**
を事業者に推奨
- 多摩のホテルをサテライトオフィスとして提供
- 企業のテレワーク用ホテルの借上げ経費を支援

緊急的な一時宿泊場所の提供

○ビジネスホテルの受付期間を延長



- ・対象 住まいを失った方
- ・受付期間 緊急事態宣言期間中（～3月7日（日））
- ・受付 TOKYOチャレンジネット
- ・問合せ先 0120-874-225
0120-874-505（女性専用）

医療提供体制の確保

病床確保

➤ 現在、4,900病床※を確保
(うち、都立・公社病院：1,700床)

※重症用315床 中等症等用4,585床

宿泊療養

➤ 2月3日(水)に新たに1施設運用開始
合計で13施設、約5,500室を確保

高齢者施設等の感染拡大防止対策の徹底

医療施設・高齢者施設等への支援

- 陰圧設備等の整備を支援
- 職員研修動画の配信
- 東京iCDC「感染対策支援チーム」の派遣

高齢者施設職員のPCR検査の実施

- 都として実施計画を策定
⇒ 施設における検査を徹底